

新型コロナウイルス感染症に関する 平川市からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症により、不安を抱え、また生活に影響を受けている市民の皆さまに安心して生活していただくため、国等の施策のほか、様々な市の取組みを発信しています。

1. 令和3年度 固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の事業収入が減少した中小事業者等を対象に、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税を売上高の減少割合に応じて軽減します。

詳しい内容等については、広報ひらかわ12月号または市ホームページをご覧ください。

【問合せ先】 税務課固定資産税係（内線1245,1246）

2. 高齢者ふれあいセンターの利用再開について

高齢者ふれあいセンター（温泉）はこれまで休館しておりましたが、11月30日（月）より利用を再開しております。

当面の間、利用者の方全員に手指消毒と検温を実施しますので、ご協力をお願いいたします。

【問合せ先】 高齢介護課地域包括支援係（内線1157,1158）

3. 寒冷な場面における新型コロナウイルス感染防止等のポイント

これから寒くなる時期に気をつけたいポイントをご紹介します。

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用（ウイルスをうつさない）
- 人と人との距離を確保（1mを目安に）
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ方法」を参考に（詳しくは、市ホームページをご覧ください。）
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を（強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。）
- 機械換気が設置されていない場合は、18℃以上を目安に、室温が下がらない範囲で窓を少し開ける

3. 適度な保湿（湿度40%以上を目安）

- 換気しながら加湿を（加湿器使用や洗濯物の室内干し）
- こまめな拭き掃除を

4. 発熱等の症状がある場合の受診方法が変わります

発熱等の症状は、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の両方で認められ、その症状からどちらの疑いがあるか見分けが付きません。そのため、両方あわせて相談・診察・検査等ができるよう、12月1日(火)より、発熱・咳・だるさ等の症状がある場合の医療機関の受診方法が変わります。

■ かかりつけ医がいる方

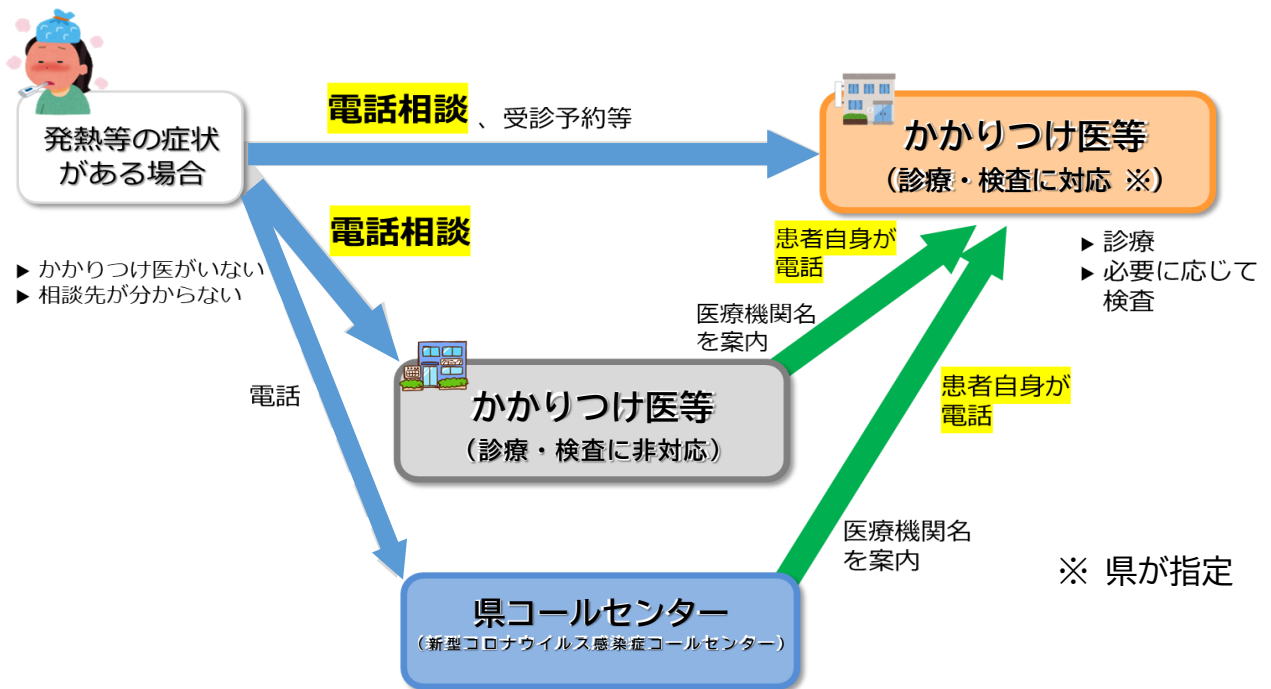
- ・まずはかかりつけ医等に電話相談
- ・かかりつけ医等、相談先の医療機関が、
対応可能の場合：指定された時間に受診
対応不可の場合：他の診療・検査医療機関を案内

■ かかりつけ医がいない方

県コールセンター（新型コロナウイルス感染症コールセンター）
☎ 0120-123-801 フリーダイヤル、24時間受付（土日・祝日含む）

■ 新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある方

受診・相談センター（弘前保健所） ☎ 0172-33-8521



平川市 コロナ対策

検索

- 「新しい生活様式」を実践しましょう
- 外出先で感染防止対策が徹底されていることを確認しましょう
- 接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう

【問合せ先】 新型コロナウイルス感染症対策室
44-1111 (内線1441,1442)